事 務 連 絡 令和5年3月22日

都道府県薬剤師会 担当事務局 御中

日本薬剤師会 医薬・保険課

新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬 (パキロビッド®パック)の薬価収載に伴う医療機関及び薬局への配分等について (その3) にかかる 追加のご連絡

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬「パキロビッドパック」の配分について、本日付け日薬業発第 486 号にて「新規対応薬局からパキロビッド登録センターへの登録は3月 23 日 10 時まで」とご案内したところですが、当該期日について情報が混乱しておりますため、以下のとおり取り急ぎご連絡申し上げます。

新規にパキロビッド対応薬局となられた薬局に対しては、パキロビッド登録センターへの登録期日等について、<u>都道府県ならびにパキロビット登録センターからの</u> **案内に沿って、早急に対応されるよう、**ご案内ください。

スケジュール	国購入品	一般流通品
3月3日	・対応薬局数を3倍に引き上げ(令和5年3	
	月6日付け日薬業発第463号)	
3月15日	・配分終了の周知	薬価収載
3月22日	・ 対応薬局の新規登録終了 (都道府県から国	一般流通開始
	へのリスト〆切)※17 時まで	
期日不明(注)	・新規対応薬局からパキロビッド登録セン	
	ターへの登録終了 (薬局へ送信されたメール	
	に基づいた登録作業)	
3月28日	・発注受け付け終了 ※15 時まで	
3月31日	•配分終了	

(注) 厚生労働省によると、3/20 付け事務連絡(周知その3)の「記2」中の記載「なお、国が購入した本剤を使用するすべての医療機関の「パキロビッド登録センター」への新規の登録は、3月23日10時を持って終了とします」は、医療機関について示すものであり、この文脈に関して薬局は含まないとのことです。現在、日薬から厚労省に対し、薬局に関する取扱いを確認しておりますが、未だ明確な回答が得られていない状況です。回答が得られ次第情報提供をさせていただく予定ですが、取り急ぎ対象薬局にご周知くださいますようお願い申し上げます。